

I Cローンカード特約

1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は、当金庫が発行するローンカードのうち I Cチップが付加されたカード（以下、「I Cローンカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、すがもミニカードローン規定、ゴールドプラスカードローンカード規定、すがも教育カードローンカード規定、すがもナイスカードローン規定、すがもナウカードローン規定、すがもビジネスカードローン規定、すがも事業者カードローン規定（以下、総称して「各種ローンカード規定」といいます。）の一部を構成し、この特約で定める事項は、各種ローンカード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は、各種ローンカード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは各種ローンカード規定の定義によるものとします。

2. ローンカードの利用

I Cローンカードは、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫所定の I Cローンカードが利用できる預金機を使用して借入金を返済する場合
- (2) 当金庫所定の I Cローンカードが利用できる支払機を使用して貸越を受ける場合
- (3) 当金庫所定の I Cローンカードが利用できる振込機を使用して振込資金、振込手数料その他振込取引に関連して必要となる手数料を貸越口座からの振替により引出し、振込を依頼する場合
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合
- (5) I Cローンカードに未対応の預金機、支払機、振込機、当金庫の一部の窓口および提携金庫の窓口をご利用の場合は、I C機能を利用しないローンカードとして取扱います。

3. I Cローンカードの発行手数料

I Cローンカードを新規発行、再発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

4. この特約の変更等

- (1) この特約の各条項は、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上